

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から10年9月まで
平成11年11月頃に、A町役場の職員から申立期間の国民年金保険料を納付するように言われ、同職員に保険料を渡したのに、申立期間が申請免除及び未納のままとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場に臨時職員として勤務していた平成11年11月頃に同役場の職員（以下「職員」という。）から、学生であった8年8月から10年3月までの申請免除に係る追納保険料及び10年4月から同年9月までの未納に係る過年度保険料を納付するように言われ、職員に26万円を渡したと主張しているところ、当時、時期としては申立期間に係る追納保険料及び過年度保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は貯金から51万円を引き出し、そのうち30万円は中古車の購入費用に充て、残りの21万円と手元にあった5万円を国民年金保険料に充てたとしているところ、申立人の所持する貯金通帳により、職員に保険料を渡したとする平成11年11月に51万円の出金記録が確認できる上、申立人は、その当時の状況等について詳細かつ具体的に記憶していることなどから、申立人と職員との間で何らかの金銭の授受があった可能性は否定できない。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を渡したとする職員は、その当時において、年金を扱っていた部署とは異なる総務課の職員である上、申立人から保険料を受け取ってはいないと回答しているほか、オンライン記録において、申立期間の納付記録は無く、免除期間の保険料を納付するためには追納の申出が必要であるところ、追納申出を行った形跡も見当たらない。

また、A町役場は申立期間当時、「役場窓口においては、国民年金保険料の現年度分のみを取り扱っていた。当時は庁舎内に金融機関も無かったので、役場で追納保険料及び過年度保険料を納付することは不可能であった。また、役場職員の年金記録を調査し、個別に納付勧奨することも無かった。」と回答している。

さらに、A町役場が保管する国民年金被保険者名簿に申立期間に係る納付記録

は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、A町役場において申立人と同様の勤務形態であったと思われる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間の国民年金保険料を職員に納付したことをうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。